

## マンション標準管理規約の基本構成と改正の方向性

## － 外部の専門家活用に関連する重要部分 －

## 第1章 総 則

## 第2章 専有部分等の範囲

## 第3章 敷地及び共用部分等の共有

## 第4章 用 法

## 第5章 管 理

## 第6章 管理組合

## 第1節 組合員

## 第2節 管理組合の業務

## 第32条（業務）

## 第33条（業務の委託等）

## 第34条（専門知識を有する者の活用）

どの専門家を活用するかによって改正する内容を変更

（補償能力から金銭事務を委託しない場合は改正）

## 第3節 役 員

## 第35条（役員）

## 第36条（役員の任期）

## 第37条（役員の誠実義務等）

## 第38条（理事長）

どの専門家活用パターンでも改正

専門家活用の場合改正

## 第39条（副理事長）

## 第40条（理事）

## 第41条（監事）

専門家が就任する役員の別に  
応じて改正

（理事会のない専門家活用では  
削除することもある）

理事会のない専門家活用では  
監査役の選任等  
（理事会があれば不要）

## 第4節 総 会

## 第42条（総会）

## 第43条（招集手続）

## 第45条（出席資格）

## 第46条（議決権）

## 第48条（議決事項）

専門家が管理者になる場合  
には改正

（役員の活用型なら改正不要）

## 第5節 理事会

## 第51条（理事会）

## 第54条（議決事項）

## 第55条（専門委員会の設置）

理事会のない専門家活用  
パターンでは削除

## 第7章 会 計

## 第8章 雑 則